委　託　契　約　書

委託業務名　　杉妻会館清掃業務
委託金額　　金　　円
　　うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金　　円
委託期間　　令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで
委託場所　　福島市杉妻町３番４５号
契約保証金
上記委託業務について、委託者　福島県　（以下「甲」という。）と受託者
（以下「乙」という。）とは、次の条項により委託契約を締結する。

（業務の履行）
第１条　乙は、別紙「福島県清掃等業務特記仕様書」に基づき、頭書の期間内に頭書の委託業務（以下「業務」という。）を甲の指定する監督員の指示に従い実施しなければならない。
（実施計画等）
第２条　乙は、業務の実施に当たっては、実施計画書等を提出し、あらかじめ甲の承認を得て計画的に実施するものとする。
（業務従事者）
第３条　乙は、業務を遂行するため必要な人員を従事者（以下「従事者」という。）として配置する。
２　従事者の指揮及び監督については、一切乙の責任によるものとする。
３　従事者については、責任感旺盛かつ誠実で健康な者を充てるものとし、あらかじめ経歴書その他の必要書類を甲に提出し、甲の承認を得るものとする。
４　乙は、従事者の交替を行おうとする場合は、あらかじめその旨を甲に通知するものとする。
５　甲は、従事者について不適格であると認めるときは、乙に対して従事者の交替等を申し出ることができる。この場合において、乙は速やかに必要な措置を講じるものとする。
６　従事者は、身分証明書を携行し規律の保持に務めるとともに、業務内容を熟知し、誠実に業務を実施しなければならない。
７　乙は、乙と乙の従事者又は従事者間の紛争等による影響を甲に与えてはならない。
（便宜の供与等）
第４条　甲は、業務の円滑な実施のため、必要な詰所等を無償で提供するものとする。
（業務報告）
第５条　乙は、業務報告を甲の指示するところにより甲に報告しなければならない。
（履行の確認及び補正）
第６条　甲は、前条の規定による業務報告その他の方法により、業務内容を確認しなければならない。
２　前項の確認の結果、乙の業務内容が適正を欠く場合は、甲は乙に対し速やかに業務内容の補正を命ずるものとする。

３　前項の補正に要する経費は乙の負担とし、当該補正に係る確認については第１項の規定を準用する。

（契約金額の支払）

第７条　甲は、各月ごとに実施した業務内容に応じ、別表に定める金額を月ごとに支払うものとする。

２　乙は、業務内容について、前条の確認の結果適正であるとされたときには、翌月１０日までに請求書を甲に提出するものとする。

３　甲は、乙の適法な請求書を受理した日から３０日以内に乙に支払うものとする。

（遅延利息）

第８条　甲は、正当な理由なく前条第３項の期間内に契約金額の全部又は一部を支払うことができないときは、期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じて当該未払代金に対し政府契約の支払遅延防止等に関する（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（当該額に１００円未満の端数があるとき、又はその全額が１００円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を支払うものとする。

（損害賠償）

第９条　委託契約期間内に乙又は乙の従事者の責に帰すべき事由により盗難、損傷その他の事故が発生した場合は、その損害は乙が賠償するものとする。ただし、天災地変その他避けることができない事由による場合は、この限りでない。

（契約の解除）

第１０条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたとき。

(2) 乙の責に帰すべき事由により乙が業務の履行を継続できる見込みがないと認められるとき。

(3) 契約で定める着手時期を過ぎても着手しないとき。

(4) 乙が解除を申し出たとき。

(5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第５号）第４条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

(6) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（契約の相手方が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、契約の相手方が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害

を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ　契約の相手方が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、契約権者が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

(7)　前６号のいずれかに該当する場合を除くほか、乙が契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき、又はそのおそれがあるとき。

２　甲は、前項に定めるもののほか、この契約を必要としない事由が生じたときは、乙に対し３０日前までに書面で解除の通知をしたうえで契約を解除することができる。

３　乙は正当な理由があるときは、あらかじめ甲の承認を得て、この契約を解除することができる。

４　甲が第１項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除したときは、乙は、違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の１０分の１の額を甲に納付しなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第１１条　乙は、この契約により生ずる権利又は義務を甲の承諾なしに、譲渡し、承継させ、若しくは担保に供し、又は業務を一括して他人に委任してはならない。

（談合による損害賠償）

第１２条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、第１０条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の１０分の２に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第１号又は第２号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第２条第９項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和５７年公正取引委員会告示第１５号）第６項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

(1)　公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第４９条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2)　公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第６２条第１項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3)　乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６の規定による刑が確定したとき。

２　前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が、前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（契約不適合責任）

第１３条　乙は、業務の完了後１年間、乙の責めに帰すべき事由による業務の契約条件との相違その他の契約不適合につき補てんの責めに任ずるものとし、かつ、乙は契約不適合に関する補修若しくは損害の賠償のいずれか、又は、契約不適合に関する補修及び損害の賠償について甲から請求のあるときは、これに応じるものとする。

（名義変更の届出）

第１４条　乙は、その代表者に変更があったときは、その名義変更に係る登記簿謄本その他のこれを証する書面を添えて、甲にその旨を届け出なければならない。

（秘密の保持）

第１５条　乙は、業務遂行上知り得た甲又は甲の関係者の秘密を第三者に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第１６条　受注者は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（光熱水費）

第１７条　業務の遂行に必要な光熱水費は、甲の負担とする。

（契約外の事項）

第１８条　この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ甲、乙協議のうえ定めるものとする。

（紛争の解決方法）

第１９条　前条の規定による協議が整わない場合は、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

（書面契約による場合）

本契約の証として、本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

（電子契約による場合）

本契約の証として、本書を電磁的記録により作成し、当事者が地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の４の２に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

（以下は該当する場合に記載すること）

なお、この契約書への発注者及び受注者の電子署名日が契約書に定める契約の履行開始日令和８年４月１日より後の日である場合にあっても、本契約の効力は契約書に定める契約の履行開始日令和８年４月１日から生じるものとする。

令和８年　　月　　日

委託者（甲）　福島市杉妻町２番１６号
福島県
福島県知事　内堀　雅雄

受託者（乙）